



島根県報

平成16年9月17日(金)
第1,608号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

告示

保安林予定森林(4件)	(森林整備課)	1
解除予定保安林(2件)	(")	3
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	4
道路の供用開始	(道路維持課)	4
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の実施	(")	5

公告

原動機付自転車32台に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	5
------------------------	--------	---

選管告示

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の1/50及び1/3の数		6
---	--	---

告 示

島根県告示第891号

次の森林を保安林予定にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年9月17日

島根県知事 澄田信義

1 保安林予定森林の所在場所

益田市隅村町961、鹿足郡日原町大字青原79-1、79-2、90、90-1、91-1、92-1、92-2、93、93内1、93-2、94-1、109-1、111から113まで、113-1、120、121、121-1、121-2、122、122-1、123、123-1、123-2、1013、1014、1015-1、1016、1016-1、1017、1019、1019-2、1021、1021-1、1021-2、1022、1025-1、1059-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに益田市役所及び日原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第892号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年9月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

益田市波田町口1、口2 - 1から口2 - 4まで、口685から口687まで、口689から口694まで、口723 - 1、口723 - 4、口723 - 5、口725、口726、口727 - 1から口727 - 3まで、口728、口729、口731、口733から口738まで、口753 - 1、口754 - 1、口754 - 2、口755 - 1、口756、口757 - 1、口758 - 1から口758 - 3まで、口759 - 1から口759 - 4まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第893号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年9月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

美濃郡美都町大字山本イ991からイ993まで、イ993続1、イ994、イ1002、イ1003、イ1003続1、イ1003続2、イ1005、イ1005 - 1、イ1006、イ1006 - 1、イ1006 - 2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山本イ991からイ993まで、イ993続1、イ994、イ1002、イ1003、イ1003続1、イ1003続2、イ1005、イ1006、イ1006 - 1、イ1006 - 2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第894号

次の保安林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 9月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

美濃郡匹見町大字澄川イ384からイ388まで、イ388内1、イ389からイ393まで、イ395、イ1815 - 5、イ1815 - 6、イ1819 - 2からイ1819 - 4まで、イ1821 - 2、イ1822 - 2からイ1822 - 4まで、イ1823 - 2、イ2576からイ2578まで、鹿足郡柿木村大字椏谷815 - 1、818、819

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

美濃郡匹見町大字落合イ186 - 1、イ186 - 2、イ307 - 1、イ307 - 5、イ307 - 8、イ309、イ309内1からイ309内3まで、イ310

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第895号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 9月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

那賀郡金城町大字波佐口92 - 11、口103 - 15、口103 - 16

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第896号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成16年9月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
那賀郡金城町大字波佐口98 - 内2・口99 - 3・口106 - 3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、口99 - 2、口106 - 2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第897号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。
平成16年9月17日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
西郷町	平成14年度～15年度	60枚	2冊	金峯山 - 1 金峯山 - 2	平成16年9月8日
大東町	平成14年度～15年度	31枚	1冊	川井1	平成16年9月8日
江津市	平成15年度～16年度	11枚	2冊	波子町高田・敬川町大峠地区	平成16年9月8日
金城町	平成14年度～16年度	116枚	1冊	上来原	平成16年9月8日
美保関町	平成12年度～16年度	21枚	1冊	美保関（ ）	平成16年9月8日
頓原町	平成14年度～15年度	13枚	1冊	頓原村2	平成16年9月8日
仁多町	平成14年度～15年度	24枚	1冊	三成3	平成16年9月8日
掛合町	平成12年度～16年度	57枚	1冊	人間5	平成16年9月8日
邑智町	平成12年度～15年度	37枚	1冊	石原	平成16年9月8日
大東町	平成14年度～15年度	47枚	1冊	下久野1	平成16年9月8日
仁多町	平成14年度～15年度	21枚	2冊	八代1 佐白1	平成16年9月8日

島根県告示第898号

道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の

縦覧に供する。

平成16年 9 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する支庁の名称	備考
県道	杉戸仁多線	飯石郡吉田村大字吉田字杉戸275番1地先から同字313番1地先まで	メートル 459.00	平成16年 9月17日	木次土木建築事務所	

島根県告示第899号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき基幹道路の整備を次のように実施するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成16年 9 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
町道 内谷線	美濃郡匹見町大字石谷口699番地3地先から同大字1112-4番地先	拡幅	平成16年 9 月17日

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年 9 月17日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

原動機付自転車 32台

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年 1 月31日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる、[5 車両船舶類 - (1)車両類] に登載されたものであること。

- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(0852)26 0110 内線2235~2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

本入札の公告日から平成16年9月27日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(交付時間は土日、休日を除く、午前9時から午後5時までとする)

- (3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年10月1日(金)午後2時00分

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7F 大会議室

ウ 開札 即時開札

- (4) 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、改札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成16年9月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	12,171
2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	168,089
3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	
八束第一選挙区	6,650
八束第二選挙区	5,608
八束第三選挙区	4,293
能義選挙区	4,012
仁多選挙区	4,486
大原選挙区	8,608
飯石選挙区	5,810
簸川第一選挙区	7,310
簸川第二選挙区	3,937
簸川第三選挙区	4,440
邑智選挙区	7,847
那賀選挙区	4,966
鹿足選挙区	4,882
隠岐選挙区	6,755
松江選挙区	39,149
浜田選挙区	12,215
出雲選挙区	23,022
益田・美濃選挙区	14,429
大田・邇摩選挙区	11,634
安来選挙区	8,256
江津選挙区	6,695
平田選挙区	7,845
4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	168,089

